平成２２年（フ）第１０５６号
兵庫県西宮市甲子園町４番10―203号
債務者　中村英樹こと　全　　英樹
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８２８号
兵庫県姫路市吉田町38番地５　マンション優雅303、従前の住所兵庫県姫路市岩端町181番地　市営岩端住宅４棟437号
債務者　衣笠　知孝
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８２９号
兵庫県姫路市吉田町38番地５　マンション優雅303
債務者　衣笠花子こと　金　　花子
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８８６号
兵庫県高砂市中島２丁目５番44号　藤田節夫方
債務者　大塚　順子
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８８９号
兵庫県姫路市土山３丁目３番28―901号ハイライズ東雲
債務者　田中　淳悟
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９００号
兵庫県加古川市平岡町新在家1745番地の380
債務者　三木　悦治
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９０１号
兵庫県加古川市平岡町新在家1745番地の380
債務者　三木　裕子
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２０６号
鳥取県米子市米原１丁目５番12号　Ⅰ―202号
債務者　大原　美咲
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１５４４号
広島市安佐南区長束西２丁目11番20―201号
債務者　佐藤　浩一
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６０７号
広島県東広島市西条町西条455番地　苺コーポ１棟101号
債務者　松原　勝之
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６７０号
広島市西区庚午南２丁目12番７号
債務者　杉原　浩美
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６７５号
広島市安佐北区可部南１丁目17番11―402号　中島ビル
債務者　百武　廣志
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６７７号
広島市佐伯区五日市中央１丁目４番10号
債務者　ＨＯＭＥこと　二井利志夫
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６９８号
広島県廿日市市峠214番地30
債務者　橋口　　智
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７２０号
広島市安佐南区毘沙門台２丁目17―10、住民票上の住所千葉県千葉市若葉区みつわ台１丁目７番３号
債務者　三浦　俊司
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７６２号
広島市中区西平塚町４番６―201号
債務者　三崎　豊子
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７０号
愛媛県四国中央市寒川町1028番地５、旧住所愛知県春日井市大和通２丁目１番地２
債務者　宮崎　恵三
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
松山地方裁判所西条支部